

令和6年10月31日現在	区分	会員数	平均年齢
	男	149人	74.6歳
	女	59人	76.6歳
	計	208人	75.2歳

事務局だより

令和6年11月

10月は「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間」でした。鹿島市シルバー人材センターで取り組んだ事業をお知らせします。

11月に入り、暑さも和らぎ、やっと秋らしい季節になりました。10月に開催した地域班長会や互助会役員会において、奉仕活動の内容や奉仕活動後のグラウンドゴルフ大会の開催が決まりましたので、会員さんへご案内しています。たくさんの方の参加をお待ちしています。

また11月1日からフリーランス新法が施行されました。これに伴いセンターは11月1日以降、会員さんに業務委託を行う際は、就業条件の書面等による明示を確実に実行しなければなりません。担当職員から受注票などで必要な就業条件を事前に会員さんにお伝えしますので、確認の上、就業いただくようお願いいたします。なお、インボイス制度及びフリーランス法に伴うセンターの今後の対応については、11月7日に開催する理事会で方針をお示しし、検討いただくこととしておりますので、決まり次第ご報告いたします。いずれにしても会員さんがこれまでどおり、安心して就業できるよう努めてまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

市長・議長へ要望活動を行いました。

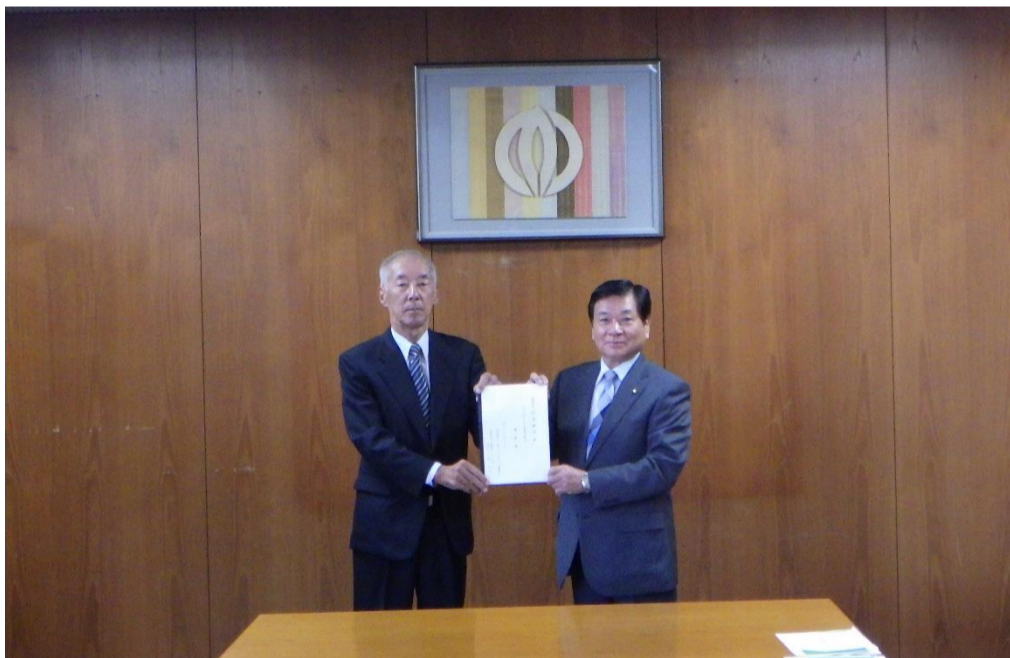
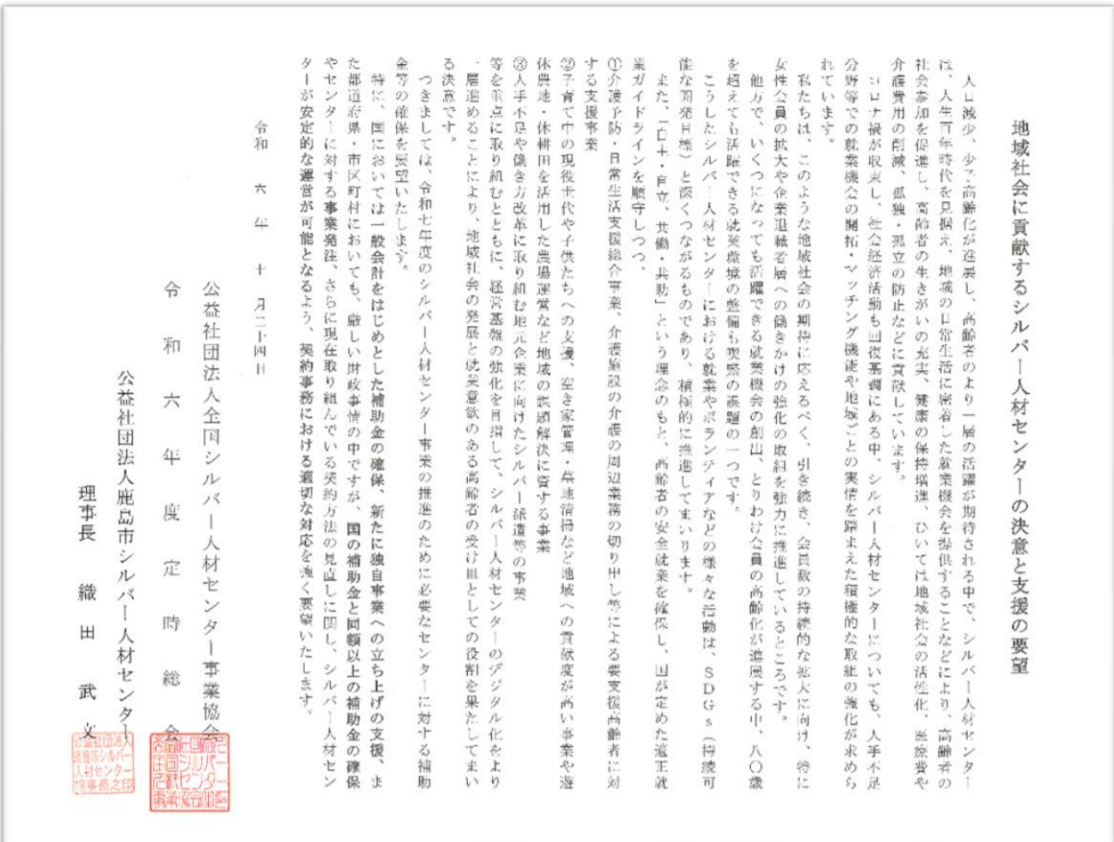
日時：10月24日(木) 9:00~
 場所：鹿島市役所 庁議室、議長室
 出席者：シルバー人材センター
 織田理事長、田中副理事長、事務局
 対応者：鹿島市長、鹿島市議会議長、
 総務部長、市民部長、保険健康課長

「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間」の一環として、鹿島市シルバー人材センターから、松尾勝利鹿島市長と徳村博紀鹿島市議会議長に対して、シルバー事業に対する理解と支援の要望活動を行いました。

要望書は右のとおりです。

内容は、厳しい財政事情の中ではありますが、令和7年度当初予算における事業発注の確保と補助金の確保について要望しました。

説明資料により、シルバー人材センターの状況を説明し、市長、議長と要望事項について、意見交換をし、シルバー事業に対する理解と支援をお願いしてまいりました。



街頭キャンペーンを行いました。

日時：10月25日(金) 10:00~、16:00~
 場所：モリナガ、ユートク、
 ララベル、あんくる夢市場
 出席者：理事・監事、各専門部会、事務局 計22名

広報部会で取り組みを決定した街頭キャンペーンを実施しました。

理事・監事の役員、専門部会の委員により、市内4カ所の店舗前で、シルバー人材センターのPRチラシやPR用ボールペンを配布し、シルバー人材センターのPR活動を行いました。

ご協力いただいた役員の皆さま、ありがとうございました。



第1回広報部会を開催しました。

日時：10月9日(水) 9時30分
場所：シルバー人材センター 2階 会議室

協議事項

- 街頭キャンペーンの実施について
シルバー事業の普及啓発と新入会員の募集を目的とした街頭キャンペーンの実施内容、実施日時・場所、役員への参加要請について協議しました。

※そのほか、「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間」の取り組み内容について確認しました。

※街頭キャンペーンの実施状況は前のページのとおりです。



第2回地域班長会を開催しました。

日時：10月29日(火) 13時30分
場所：シルバー人材センター 2階 会議室

協議事項

- 秋の奉仕活動について
- 令和6年度しめ縄づくり事業の取組について
- 新入会・退会会員の連絡について

※秋の奉仕活動の役割と出欠連絡表の取りまとめをお願いしました。
春の奉仕活動の反省を踏まえ奉仕活動の作業分担することなどを協議しました。



第2回互助会役員会を開催しました。

日時：10月29日(火) 地域班長会終了後
場所：シルバー人材センター 2階 会議室

協議事項

- 第32回グラウンドゴルフ大会の結果について
- 第33回グラウンドゴルフ大会について
- 慶弔等の給付について

※春に続いて秋のグラウンドゴルフ大会を実施することに決まりました。
参加者の割合が多い男性の表彰を新たに追加しました。



※参考までに厚生労働省のホームページよりフリーランス法のパンフレットを紹介します。
会員さんはフリーランスになります。

フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート!

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
 - フリーランスの方の就業環境の整備
- を図ることを目的としています。

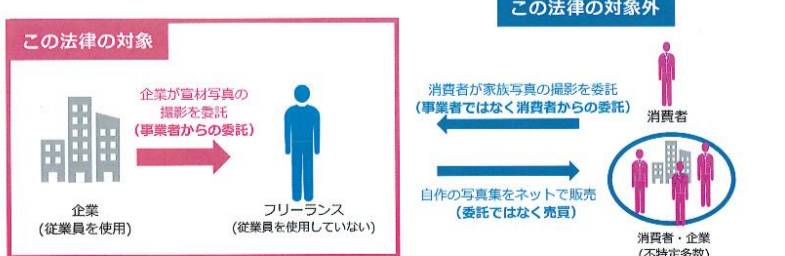
法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」(事業者間取引)

フリーランス 業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者 フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

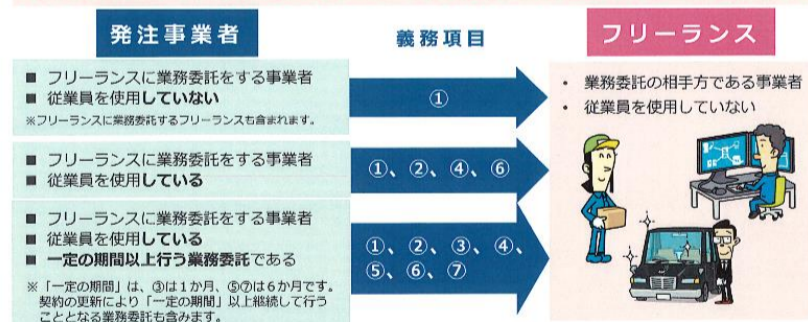
例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



- この法律は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間の一時的に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買いたたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間短縮してほしい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講ずること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととした場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

●発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。
●項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、項目④～⑦については、厚生労働省(都道府県労働局)までお問合せください。

